

豊見城市小口資金融資制度のご案内

1. 融資内容

	資金使途	限度額	融資期間	償還方法	利率	連帯保証人	保証料率	申込場所
一般小口	*運 転 *設 備 *運転設備 *転 業	500万円	運転、転業5年以内 設備及び運転設備 6年以内 (据置6ヶ月以内)	割 賦 償 還	2.55 %	必要に応じて求 める(法人は代 表者を保証人と する)	0.45% ~1.45%	*企画部商工観光課 850-5876 *豊見城市商工会 850-2060
特別小口	*運 転 *設 備 *運転設備		5年以内 (据置6ヶ月以内)		2.35 %			

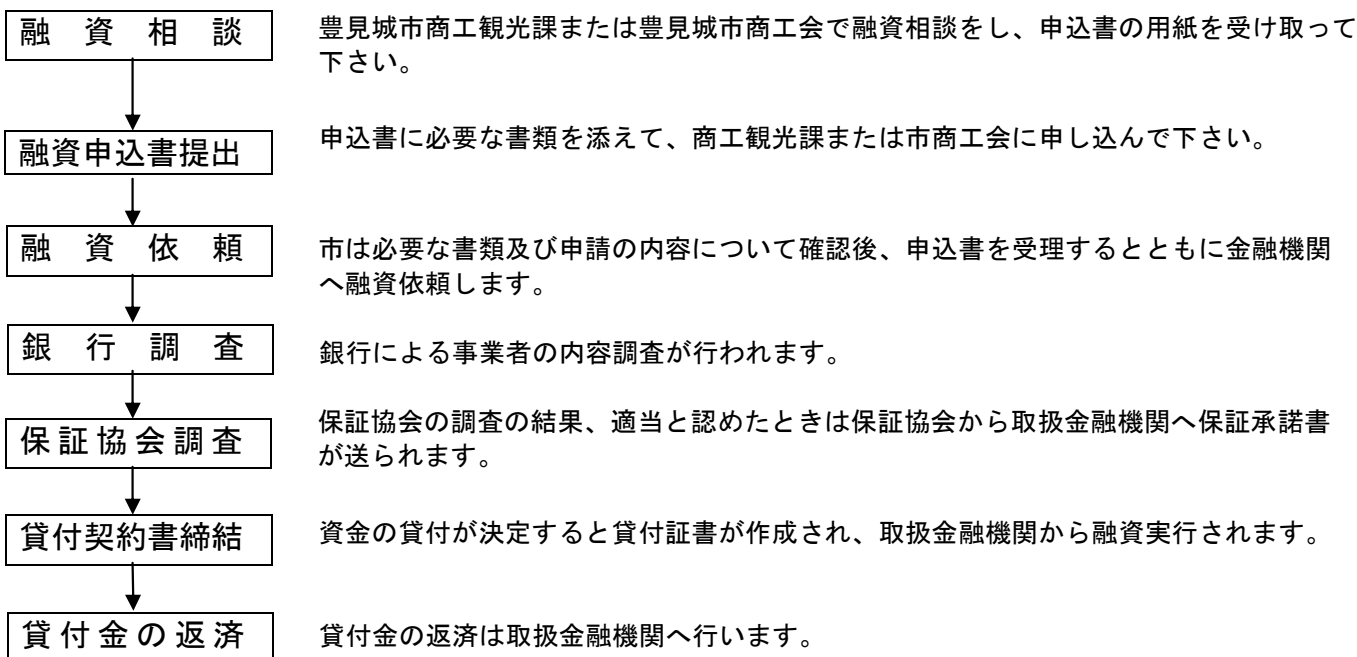
※特別小口資金と一般小口資金を併用することはできません。(1企業1件に限ります。)

※年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

※法人については特別小口資金融資制度(無保証人)の適用はございません。

※申込締め切りは、2月末ですが、融資枠に達し次第、締切ることもあります。

2. 融資の手順



取扱金融機関は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行の3行です。

また、申込から融資の実行まで平均1ヶ月程かかりますので計画的に申し込んで下さい。

お 問 合 せ 及 び 申 込 先	豊見城市企画部商工観光課	TEL 098-850-5876
	豊見城市商工会	TEL 098-850-2060

※ 本融資制度について、行政書士等の資格がなくて、あつせんするなどといって手数料、謝礼金等を要求する者があるようですからご注意下さい。

3. 豊見城市小口資金融資制度のしくみ

豊見城市小口資金融資制度は、市が融資制度の資金を指定する金融機関に預託し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設定し小規模事業者の需要に応えます。沖縄県信用保証協会は、担保力・信用力の不足しがちな小規模企業者の保証人となって、その債務を保証し融資が円滑に行われるように支援します。豊見城市と沖縄県信用保証協会及び金融機関との三者の相互協力によって、市内の小規模事業者に対して必要な事業資金の融通を図る目的で設けられた融資制度です。

4. 申込みの要件

① 一般要件（一般小口資金・特別小口資金を申し込む場合の必要条件）

- (1) 個人の事業者にあつては、融資の申込みの日の前年の1月1日現在において市の住民基本台帳に記録され、引き続き居住していること。
- (2) 法人等にあつては、融資の申込みの日の前年の1月1日現在において、市内に法人登記をしていること。
- (3) 市内に事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営んでいること。
- (4) 常時雇用する従業員数が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建設業・工業等の場合は20人以下の法人又は個人事業者であること。
※経営者、役員、家族従業員（生計を一にしている家族）を除き、常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- (5) 市税を完納していること。（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）
- (6) 許認可、届出等を必要とする業種に該当する事業所は、許認可を受け、又は届出を行っていること。
- (7) 適切な事業計画を有し、償還見込みが確実であること。
- (8) 保証協会の保証対象業種であること。
- (9) 保証協会が現に保証する無担保保証に係る債務額とこの規則に基づく融資申込みの合計金額が、保証協会の無担保無保証による保証限度（特別小口は特別保証限度）を超えないこと。
- (10) 借換融資の対象は、現に受けている小口融資の元金の2分の1以上を償還していること。

② 特別要件（特別小口資金【無担保・無保証人制度】を申し込む場合の必要条件）

☆上記の〈一般要件〉を満たしていることが前提となる。

- (1) 当融資制度以外で保証協会の保証を受けていないこと。
- (2) 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて課税され完納していること。

5. 保証人について

一般小口資金の申し込みにあたり、個人事業者は必要に応じて求めることとします。法人の場合は、代表者を連帯保証人とします。

6. 融資に際しての心構え

- (1) **融資の相談・申込みは経営者自身で**
融資の相談、申込みは、できるだけ事業内容を説明できる経営者自身が受けるようにしましょう。
- (2) **借入金の使途**
これから申込みをしようとする借入金を何に使うか、その使いみちをはっきりさせ、必要最小限の金額を申込みましょう。
- (3) **資金を必要とする理由**
なぜ借り入れしなければならないか、その理由をわかってもらえるよう、最近1年間の経営状況を把握し、これからの事業計画を立てておきましょう。
- (4) **事業内容の明確化**

帳簿など事業内容を表す関係書類は日頃から整え、自分の経営状態を良く知り、いつでも質問に答えられ、調査を受けられるよう明確にしておきましょう。

(5) 借入れした資金の返済計画

返済計画に無理がないか、その見通しを正確に、余裕を持って立てておきましょう。借入れした資金を返済する能力があるかどうかは、借入れできるかどうかを決定する大切な条件です。(金融機関及び保証協会の調査で返済能力に懸念があるとみなされたときは、申込金額の減や場合によっては融資拒絶等になることもあります。)

(6) 金融機関との常時取引関係をもちましょう。

金融機関と常時関係をもつことは経営上有利になることばかりでなく、あなたの事業の信用を高めることになるので常に取引を心がけましょう。

7. 沖縄県信用保証協会について (問い合わせ先 TEL 863-5300 審査課)

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が国や県、市町村の制度資金を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入れする場合に、中小企業者の保証人となって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証の申込みは保証協会又は金融機関どちらでもできますが、保証協会自体は資金の貸付は行っていません。

保証取付け後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって代位弁済します。その後の中小企業者の負債は、経営の立ち直りを図りつつ、保証協会に返済してもらいます。

8. 保証対象外(融資できない)業種

(保証協会は政令業種以外は原則として保証対象外業種としている。)

農林漁業 (林業の内素材生産業及び素材生産サービスを除く)
金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービスを除く)
風俗営業飲食業 (食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、近代化を促進するものを除く)
サービス業中次のもの 特殊浴場業(風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る)、 興信所、易断所、観相業、相場案内業、 競輪・競馬等の競争業・競技団、 パチンコホール、射的場、場外馬券・車券場、競輪・競馬等予想業、 ヌードスタジオ、ストリップ劇場、ファッションマッサージ等(風営法第2条第6項第2号、 第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型 性風俗特殊営業並びに同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業)、 民営職業紹介業(芸ぎあっせん業に限る)、 集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)、 政治・経済・文化団体、 宗教

9. 許可、認可業種

許可、認可、届出等を必要とする業種に該当する場合の事業者は、許可、認可、届出等が必要ですのでご確認願います。